

## 矢板創生推進交付金の概要について

## 1 目的

行政区が、地域の課題解決のため行う地域づくり活動（自主的・主体的・先駆的なもの）に対し、期間を定めて支援することにより、将来にわたる持続可能な地域づくりの推進に資することを目的とする。

## 2 交付対象者

行政区又は複数行政区の集合体（行政区等）

## 3 交付対象事業

(1) 矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げられた基本目標に資する事業で、次の①の要件に該当し、かつ②～④のいずれかの要件に該当するもの

- ① 自立性：事業推進主体が自立していくことで、交付金の交付期間終了後には本交付金に頼らずに事業として自走していくことが可能な事業であること。
- ② 民間協働：行政区のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。単に協働するのみならず民間からの資金（融資や出資など）を得て行うこと。
- ③ 地域間連携：単独の行政区のみの取組ではなく、関係する行政区と連携して広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ④ 政策間連携：単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として効果を発揮する事業であること。

※事業例：空き家、耕作放棄、森林荒廃、鳥獣被害、担い手不足、高齢者・子育て支援など

(2) 実施する事業には、重要業績評価指標（K P I \*）を設定し、検証を行うものとする。

〔 \* Key Performance Indicator の略。事業を行っていく中で重要（キー）となる指標。  
目標の達成に向かってプロセスが適切に実行されているかを測定する数値のこと。 〕

※K P I の例：空き家数、耕作放棄地の面積、鳥獣被害額、各種サービスの利用者数 など

## 4 交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業の実施に直接必要な経費とする。

## 5 交付金

- (1) 交付期間：1行政区につき3箇年度を限度とする。交付は各年度1回とする。
- (2) 助成率：10/10
- (3) 限度額：原則として3箇年度で100万円、各年度あたり50万円を限度とする。

## 6 交付対象事業の決定

行政区等から事業計画を募り、選考委員会により交付対象事業を決定する。

# 矢板創生推進交付金を創設・対象事業を募集します

—地域の課題解決に取り組む行政区を応援します—

## この制度について

矢板市総合戦略で掲げている基本目標の実現を目指すため、行政区等が自ら企画立案し、地域が抱える社会的課題の解決を図る活動のうち、特に先駆的な取り組みに対し支援を行います。

### 矢板市総合戦略 基本目標

- ①安定した雇用を創出する
- ②来てもらう、住んでもらう人の流れをつくる
- ③各世代を支援する
- ④活力と魅力あるまちをつくる

基本目標の実現に寄与

### 地域で抱えている問題への取り組み

空き家 耕作放棄 森林荒廃 鳥獣被害  
担い手不足 高齢者・子育て支援 など

行政区

民間事業者  
団体等と連携

複数の行政区

行政区

行政区

行政区

最長3年度／最高100万円の交付金

応募要件：以下の①の要件を満たし、かつ②～④のいずれかの要件に該当するもの

- ①自立性：交付金による支援終了後でも自走していける事業であること
- ②民間協働：行政区と民間が協働する、民間からの資金を得ることなど
- ③地域間連携：複数の行政区と取り組み、広域的なメリットを発揮すること
- ④政策間連携：複数の目的を関連させ、全体としてメリットを発揮すること

## 応募スケジュール（予定）

事前相談：5月～6月 応募期間：7月上旬（事前相談の上応募）  
選考・結果の通知：7月下旬 事業の開始：8月中旬以降

※詳細は別紙「矢板創生推進交付金の概要について」をご参照ください。

問い合わせ／総合政策課 ☎0287-43-1112 [seisaku@city.yaita.tochigi.jp](mailto:seisaku@city.yaita.tochigi.jp)